

再犯防止分野における P F S / S I Bの手引き

～法務省におけるP F S / S I B事業の実施プロセス等解説～

令和5年6月

法務省

大臣官房秘書課企画再犯防止推進室



目次

第1	はじめに	1
第2	P F S / S I B 事業について	2
第3	法務省において実施した P F S / S I B 事業の概要について	3
第4	実施のプロセスについて	6
1	P F S 事業の発案	6
(1)	再犯防止分野における社会課題の設定（共通のガイドライン：P 1 0 参照）	6
(2)	事業目標の設定（共通のガイドライン：P 1 1 参照）	8
2	案件形成	9
(1)	成果指標の設定（共通のガイドライン：P 1 2、1 3 参照）	9
(2)	契約期間（評価時期を含む）の設定（共通のガイドライン：P 1 5 参照）	13
(3)	P F S 事業効果の算出、評価（共通のガイドライン：P 1 6～1 8 参照）	15
(4)	支払条件の設定（共通のガイドライン：P 2 0 参照）	16
(5)	成果評価の方法（共通のガイドライン：P 2 2～2 3 参照）	19
3	民間事業者の選定・契約	20
(1)	民間事業者の選定方法（共通のガイドライン：P 2 8 参照）	20
(2)	調達仕様書作成（共通のガイドライン：P 2 9、3 0 参照）	22
4	事業実施	24
(1)	事業実施期間中のモニタリング（共通のガイドライン：P 3 2 参照）	24
5	評価・支払（共通のガイドライン：P 3 3 参照）	26
第5	おわりに	28



第1 はじめに

本手引きは、再犯防止分野における**成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success：以下「P F S」といいます。）**及びその一類型である**ソーシャル・インパクト・ボンド（以下「S I B」といいます。）**の活用を推進することを目的として、P F Sによる事業（以下「P F S事業」といいます。）及びS I Bによる事業（以下「S I B事業」といい、両事業を合わせて「P F S事業」ということがあります。）の導入・実施を検討する地方公共団体を対象として、法務省がこれまで行ってきた2つのP F S事業を素材に、P F S事業の導入・実施のプロセスを解説するものです（本手引きで解説するP F S事業の導入・実施のプロセスは、あくまで一例であり、必ずしもこれに限定されるものではないことに御留意願います。）。

平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」において、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されたことに加え（同法第4条）、「第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）」において、国と地方公共団体が担う役割が具体的に明示されたことを受け、地方公共団体における再犯防止の取組の更なる強化が期待されています。

その観点から、同計画では、法務省が、地方公共団体に対してP F Sを活用した再犯防止事業の導入に向けた支援を行うなどして、民間事業者が持つ資金・ノウハウを活用した再犯防止活動の促進を図るとされており（【施策番号74】）、本手引きは、その具体策の一つに位置付けられるものです。地方公共団体におかれては、本手引きを御活用いただき、再犯防止分野でのP F S事業の導入・実施を積極的に御検討いただければ幸いです。

なお、P F S事業に関する一般的な解説等については、令和3年2月に内閣府成果連動型事業推進室が作成した「成果連動型民間委託契約方式（P F S：Pay For Success）共通のガイドライン（以下「共通のガイドライン」といいます。）」に記載されていますので、P F S事業の導入・実施を御検討するに当たっては、本手引きに合わせて共通のガイドラインも参照してください。

第2 P F S / S I B 事業について

P F S 事業は、地方公共団体や国が、民間事業者に事業を委託し、事業の内容について民間事業者に一定の裁量を認めるとともに、事業の成果を評価した上で、その成果に連動して委託費の支払を行うものです。そのため、

- ・ 民間事業者の事業意欲をより一層向上させ、また、そのノウハウ等を引き出すことが可能となり、従来型の委託事業に比して、より効率的、効果的に社会課題の解決が図られること
- ・ 事業の成果が成果指標により可視化され、事業の費用対効果の改善や支払額の適正化等の行財政効果が得られること
- ・ 民間事業者のノウハウ等を活用することで、従来の事業手法では困難だった効率的、効果的なサービスが提供され、住民の満足度が向上すること

が期待できます。

S I B 事業は、地方公共団体や国が、事業の成果を評価した上で、その成果に連動して委託費の支払を行うことに加え、民間事業者が金融機関等の資金提供者（以下、単に「資金提供者」ということがあります。）から当該事業に係る資金調達を行い、民間事業者から資金提供者への償還等も成果に連動した地方公共団体等からの支払額に応じて行うものです。そのため、

- ・ 民間事業者の成果連動リスクの負担が軽減

されるほか、

- ・ 民間事業者にとって、初期費用や運転資金の確保が容易となる

ことから、財務基盤が弱い中小企業者や NPO 等であっても、事業への参画が可能となります。

第3 法務省において実施したPFS/SIB事業の概要について

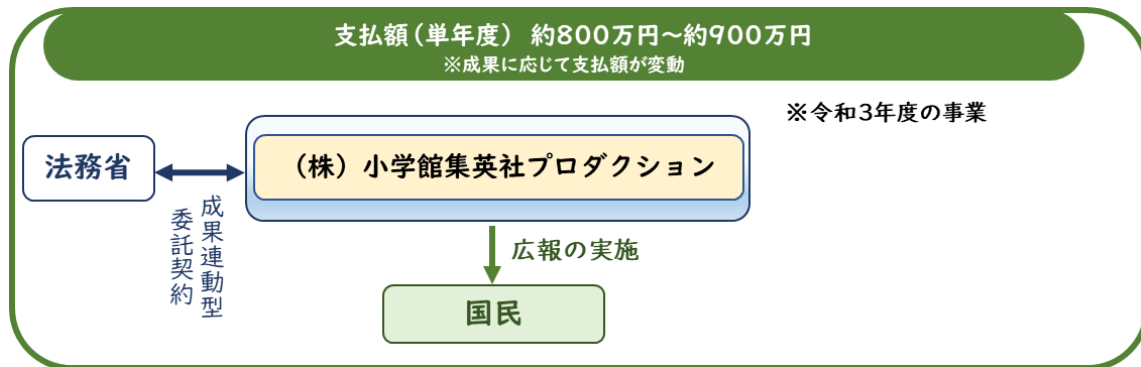
法務省では、「A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業」(PFS事業)及び「B 非行少年への学習支援事業」(SIB事業)の2つのPFS事業を実施しています。

A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業

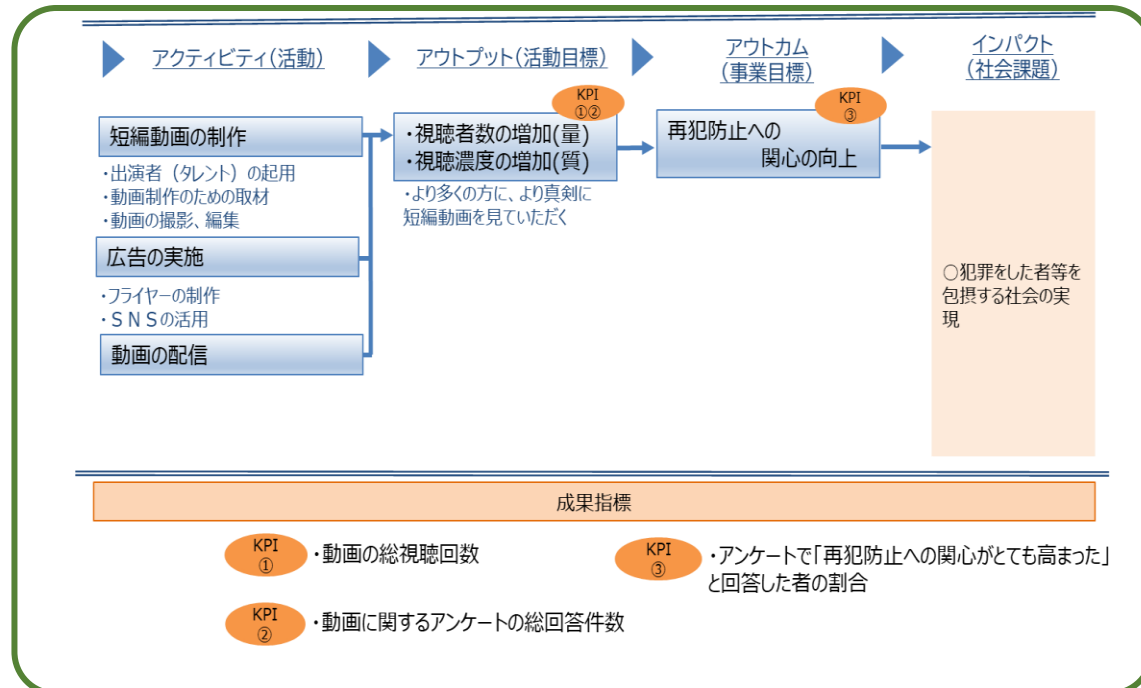
○事業の概要

- ・実施期間：令和2年度～毎年度（単年度事業）
- ・事業方式：PFS事業（資金提供者なし）

○事業スキーム



○事業のロジックモデル

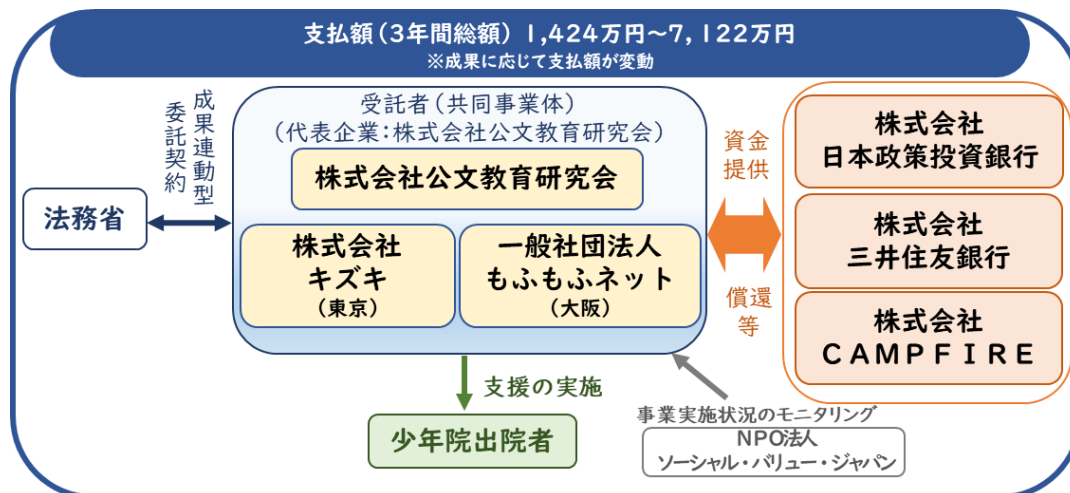


B 非行少年への学習支援事業

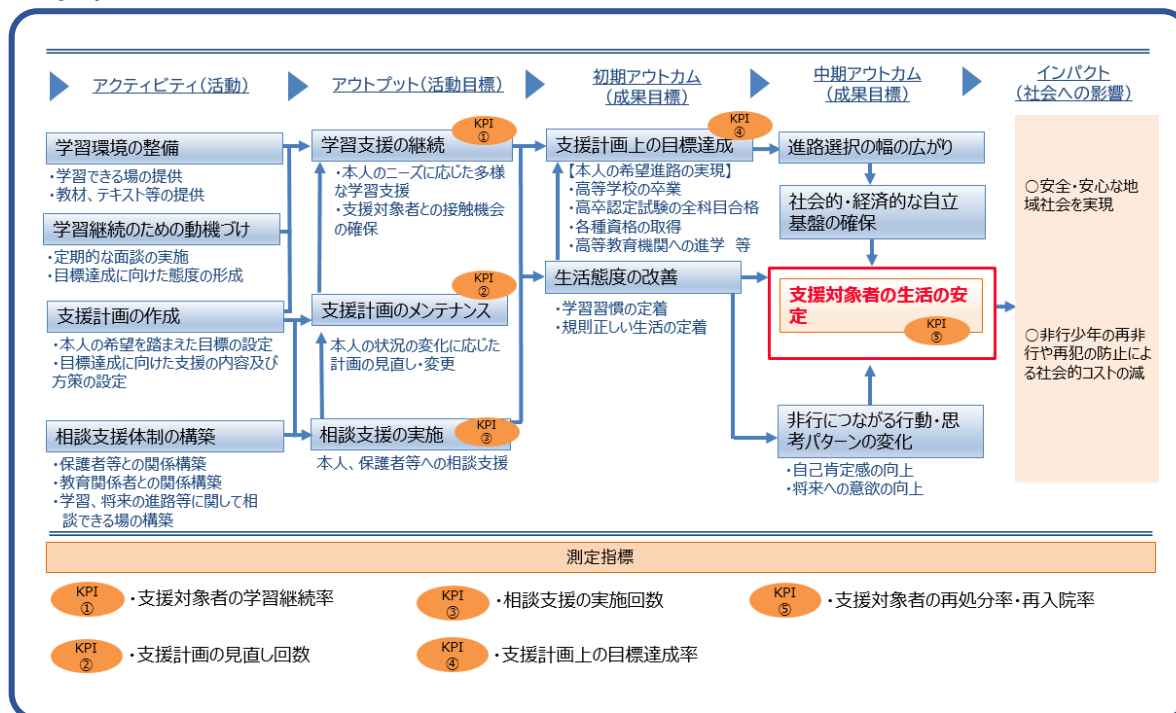
○事業の概要

- ・実施期間：令和3年度～5年度（3か年の複数年事業）
- ・事業方式：S I B事業（資金提供者あり）

○事業スキーム



○事業のロジックモデル



ここで言及している「ロジックモデル」とは、事業がその目的を達成するに至るまでの論理的過程を図示したものです。「ロジックモデル」は、P F S事業の導入・実施に当たり、必要不可欠なものではありません。しかし、例えば、民間事業者との間で「ロジックモデル」を共有することで、地方公共団体及び民間事

業者双方の事業についての理解が深まることが期待されるほか、事業内容の改善、成果指標の検討にも活用できると考えられます。

この点、法務省は、「**A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業**」では、初めての事業終了後に、次年度以降の事業改善のための内部資料として「ロジックモデル」を作成しました。また、「**B 非行少年への学習支援事業**」では、事業の導入を検討する際に「ロジックモデル」を使用し、民間事業者と協議を行いました。

第4 実施のプロセスについて



1 P F S 事業の発案

(1) 再犯防止分野における社会課題の設定（共通のガイドライン：P 1 0 参照）

P F S 事業の導入・実施（既存事業の P F S 事業への切り替えを含む。）を検討するに当たっては、次のような観点を検討することが望ましいとされています。

- ① 解決を目指す社会課題に関して、民間事業者ノウハウの蓄積があるか
- ② より高い目標を設定することで、民間事業者のノウハウ等をより引き出し、成果を改善することができるか
- ③ 当該社会課題の解決に向けた民間事業者の事業活動について一定の裁量を与えることができるか

「**A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業**」は、「犯罪をした者等を包摂する社会の実現」を社会課題とするものです。

再犯防止に関する「広報・啓発」事業自体は、従前から法務省において実施していたものです。もっとも、「広報・啓発」事業については、広告代理店やイベント企画・運営会社等の民間事業者ノウハウの蓄積があり、一定の裁量を与えることが適当である上、そのようなノウハウが発揮されることによって、成果の創出・改善を期待できると考えられました。そこで、法務省では、令和2年度から、「再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業」を P F S 事業へ切り替えることとしました。

「**B 非行少年への学習支援事業**」は、「安全・安心な地域社会の実現」及び「非行少年の再非行や再犯の防止による社会的コストの減少」を社会課題とするものであり、「少年院在院中」から「少年院出院後最長1年間」にわたり、非行少年に対する学習支援を行うものです。非行少年に対する支援は、「少年院在院中」であれば少年院が、「少年院出院後」であれば保護観察所がそれぞれ行っており、少年院在院中から出院後までの支援の一貫性・継続性を高めることが課題となっていました。この点、法務省から学習支援事業の委託を受けた民間事業者であれば、「少年院在院中」及び「少年院出院後」の双方の段階で関与することが可能であり、継続的な支援を実施することができます。加えて、「学習支援」事業については、学習塾・予備校等の民間事業者ノウハウの蓄積があり、一定

の裁量を与えることが適当である上、そのようなノウハウが発揮されることによって成果の創出・改善を期待することができると考えられました。そこで、法務省では、「非行少年への学習支援事業」について、P F Sを活用することとしました。その上で、「学習支援」は、その成果が創出されるまでに期間を要し、予算規模が比較的大きくなることを踏まえ、民間事業者の資金調達面の困難を解消する観点から、P F S事業の中でも、民間事業者が、金融機関等の資金提供者から資金調達を行うS I B事業とすることとしました。

なお、再犯防止分野において、S I B事業を導入・実施するに当たっては、国内外におけるS I B事業に係る情報収集・分析が必要であったことから、法務省は、令和元年度に調査研究を実施し、その結果を「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究に係るコンサルティング業務調査等結果報告書」¹として公表しました。

¹ 調査研究の内容は、①海外での導入事例、国内の他分野における導入事例の調査、②事業実施体制、成果指標、評価方法の検討、③複数の具体的な事業案の提示、等。

本件調査研究に係る報告書の全文は、法務省ホームページに掲載している。

(<https://www.moj.go.jp/content/001318667.pdf>)

（２）事業目標の設定（共通のガイドライン：P 1 1 参照）

社会課題の現状等を踏まえ、当該事業の目標（以下「事業目標」といいます。）を設定します。

事業目標は、次の２点で構成されます。

- ① P F S 事業の対象者層（どのような者を事業の対象とするか）
- ② P F S 事業実施後の対象者層の改善目標（社会課題を解決することの前提として、どのようなことを目標とするか）

「**A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業**」は、「犯罪をした者等を包摂する社会の実現」という社会課題の解決のため、「国民一般」を対象者層に、「再犯防止への関心の向上」を改善目標に設定し、その結果として、「国民一般の再犯防止への関心の向上」を事業目標としました。

「**B 非行少年への学習支援事業**」は、「安全・安心な地域社会の実現」及び「非行少年の再非行や再犯の防止による社会的コストの減少」という社会課題の解決のため、「非行少年」（具体的には、少年院出院者）を対象者層に、「生活の安定」を改善目標に設定し、その結果として、「非行少年の生活の安定」を事業目標にしました。

2 案件形成



(1) 成果指標の設定（共通のガイドライン：P 12、13参照）

P F S 事業は、成果に応じて委託費の支払を行うものであるため、その成果を測定するための成果指標を設定する必要があります。

成果指標の設定に当たっては、次の①から③に留意することが必要とされています。

- ① 事業目標との間に一定の因果関係があること
- ② 成果指標値の改善状況を把握するためのデータが収集でき、測定可能なものであること
- ③ 成果指標値の変動要因について、P F S 事業以外の要因が相対的に小さいと想定されるものであること

加えて、成果指標は、行政が支払う委託費の金額の根拠となるため、住民や資金提供者等に対する説明責任を果たす観点から、評価の客観性を担保する必要があります。また、これにより、民間事業者との関係においても、成果の測定に関する認識のそごを避けることが可能となり、契約の公正な履行を確保することができるものと考えられます。よって、成果指標は定量的かつ客観的に測定できるものが望ましいとされています。

なお、成果指標には、事業目標の達成に向けた過程（手順）や活動状況を評価する指標である「プロセス指標」と、事業目標の達成度を評価する指標である「アウトカム指標」とがあります。

「A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業」については、成果指標として、前記ロジックモデルのとおり、

- ① 動画の総視聴回数（プロセス指標）
- ② 動画に関するアンケートの総回答件数（プロセス指標）
- ③ アンケートで「再犯防止への関心がとても高まった」と回答した者の割合」（アウトカム指標）

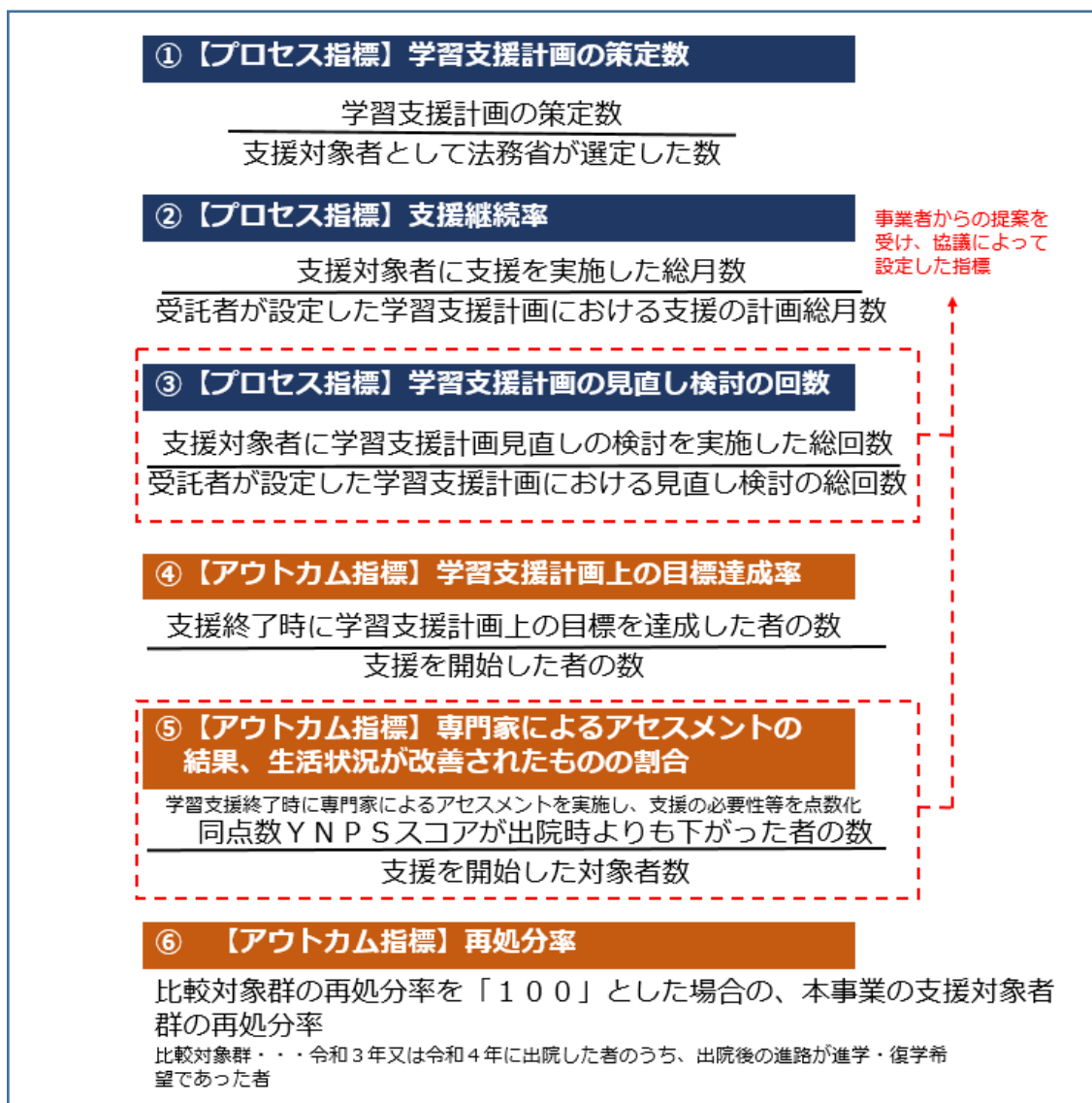
が考えられました。これらについては、事業目標との関連性（その指標が事業目標の達成度を直接表すことができるかどうか）、インセンティブの適切性（事業者による取組の成果としてその指標を捉えることができ、事業者のやる気を引き出すことができるかどうか）、業務管理上の有用性（事業実施による成果とは別に、事業者による事業実施の進捗確認に役立つものかどうか）から評価を行い、いずれも成果指標として適当と判断し、設定しました。

「B 非行少年への学習支援事業」については、成果指標として、前記ロジックモデルのとおり、図1に記載された6つが考えられました。

これらについても、事業目標との関連性、インセンティブの適切性、業務管理上の有用性から評価を行い、いずれも成果指標として適当と判断し、設定しました。

なお、成果指標は定量的かつ客観的に測定できるものが望ましいとされていますが、「B 非行少年への学習支援事業」は、支援対象者自身の行為を前提とするもので、その成果指標の中には、支援対象者ごとの個別の事情に基づいた判断を必要とするものも含まれています。

図1 非行少年への学習支援事業における「成果指標」





ポイント

成果指標の設定について

成果指標の設定に当たっては、前記のとおり、住民や資金提供者等に対する説明責任や契約を公正に履行する観点から、定量的かつ客観的に測定できるものであることが望ましく、加えて、発注者と民間事業者の成果測定に関する双方の負担軽減の観点から、その数は3つ以下とすることが望ましいと一般に考えられています。

もっとも、「**B 非行少年への学習支援事業**」は、再犯防止分野で初めてのSIB事業であり、また、複数年の事業であることから、民間事業者が入札に慎重になることが懸念されました。

そのため、民間事業者側のリスク分散の観点から、PFS事業としては比較的多数と考えられる6つの成果指標を設けました（うち2つ（「学習支援計画の見直し検討の回数」及び「専門家によるアセスメントの結果、生活状況が改善された者の割合」）は事業者からの提案を受け、協議により設けたものです。）。

また、これら6つの成果指標の中には、支援対象者ごとの個別の事情（必要に応じて、民間事業者からの聴取）に基づいた判断を要する事項もあります（例えば、「支援継続率」など。詳細は後記5参照）。そのため、測定に関する法務省及び民間事業者の業務負担は小さくない場合があります。

しかし、成果指標の評価測定において、個別の事情を踏まえた総合的判断の余地を残すことは、後記5に記載のとおり、個別の事情を踏まえた柔軟な対応が可能となり、結果の妥当性を維持できるという利点もあります。そのため、前記のように事業の性質に応じて、成果指標を設定することが有益である場合もあります。

なお、本事業では、法務省が支援対象者を決定し、その数をコントロールするものであることから、「支援対象者の数」を成果指標には設定していません。もっとも、支援対象者数の上限が定まっていないと、民間事業者は、必要となる費用の見込みを立てることができず、当該事業を受託するかどうかの判断が

困難となることから、調達仕様書において、支援対象者数の上限（80名）を定めました。

(2) 契約期間（評価時期を含む）の設定（共通のガイドライン：P15参照）

契約期間は、成果指標に関して、

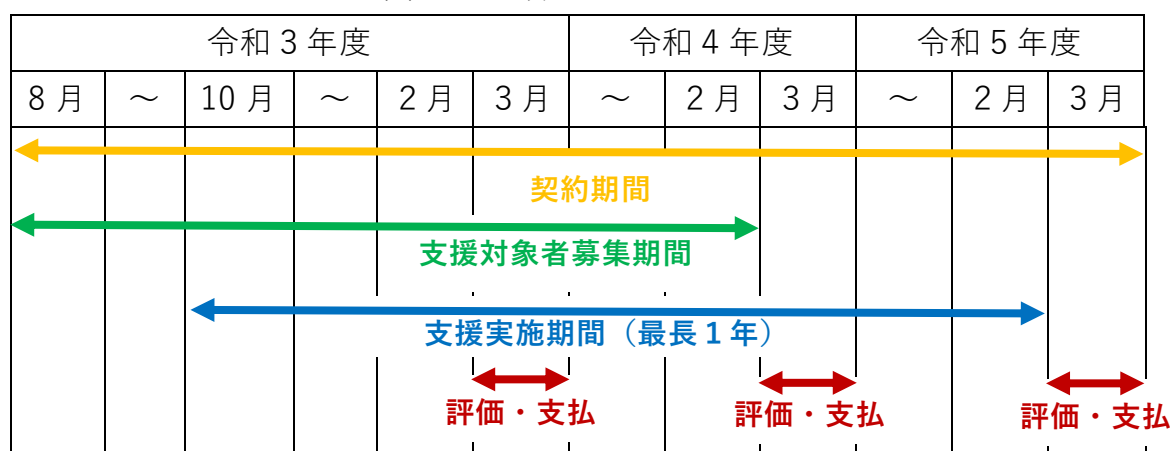
- ① 民間事業者の事業活動の影響が現れる時期
- ② 成果指標値の改善状況の測定等及び成果評価が可能な時期

を考慮して設定することが必要とされています。

「**A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業**」は、年度ごとに行う単発的なものであり、事業活動の影響も直ちに現れる性質のものです。また、その成果指標は、「短編動画コンテンツ配信後3日間における総視聴回数」、「短編動画コンテンツ配信後3日間におけるアンケート総回答件数」及び「アンケート項目のうち、「再犯防止への関心がとても高まった」を選択した者の割合」であり、いずれも実施後、短期間で測定可能なものでした。そのため、動画公開日から3日後を契約期間の末日に設定し、年度ごとに民間事業者の競争入札を行い、事業を委託しています。

「**B 非行少年への学習支援事業**」は、事業活動の影響が現れるまでに相応の期間を要する性質のものであり、個別の支援対象者が少年院を出院した後から最長で1年間の学習支援を行うものとししました。そして、複数年度にわたり継続的に実施するものであることや、支援対象者募集期間や成果評価に要する時間も考慮し、図2のとおり、令和5年度末（令和6年3月31日まで）を契約期間に設定しました。

図2 支援の実施期間と契約期間





ポイント

契約期間の設定について

再犯防止分野で、刑事施設出所者や少年院出院者を事業の対象者層とする場合、当該事業の支援対象者群の再犯率を成果指標として測定することが考えられます。再犯率を測定するためには、一定の期間を要することから、再犯率を測定する期間を事業の開始前に定めた上で、それを踏まえて契約期間を設定する必要があります。

そのため、「**B 非行少年への学習支援事業**」では、支援開始時期となる少年院出院後から1年後までの間の再犯率（再処分率）を成果指標として測定することにし、それが測定可能な令和6年3月までを契約期間としています。

(3) P F S 事業効果の算出、評価（共通のガイドライン：P 1 6 ～ 1 8 参照）

P F S 事業効果の算出、評価とは、P F S 事業による社会的便益の創出効果（社会的コストの削減額や委託者に生じる行財政効果額）などを算出・評価することをいいます。共通のガイドラインでは、これらを可能な限り定量的に算出、評価することとされていますが、必要不可欠とまではされていません。特に、社会的コストの削減額について、「我が国においては、英国のような公的費用に関するデータベースは作成、公表されておらず、現時点においてP F S 事業による社会的コストの削減額を簡易に算出する方法はないため、当分の間、本項目の算出は困難であり、原則として算出は要しない」とされており、法務省が行ったP F S 事業のいずれについても、社会的便益の創出効果の算出までは行うに至っていません。

なお、「**B 非行少年への学習支援事業**」については、「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究に係るコンサルティング業務調査等結果報告書」（P 1 4 及びP 1 5）において、少年院の再入院に係るコストが不要になることに加え、対象者本人の将来的な所得が純増することなどが社会的便益となり得ると考えられる旨が報告されています。

(4) 支払条件の設定（共通ガイドライン：P20参照）

PFS事業における委託費の支払時期及び支払額について、民間事業者が負担することができる成果連動リスクや、地方公共団体等の財政的な制約等を考慮し、以下のいずれかで設定することとされています。

- ① 契約終了時に成果指標値の改善状況に応じた委託費等を一括で支払う
- ② 事業期間中に確認できる成果指標の改善状況に応じて、段階的に支払う

また、以下に該当する場合、地方公共団体等は、委託費等のうち、成果にかかわらず支払う部分を設けるものとされています。

- ③ 成果指標値の改善状況とは別に、契約上、民間事業者に仕様を定めた業務の実施や成果物を求める場合
- ④ 事業の規模、内容、特性等を勘案し、成果指標値の改善リスクの全部を民間事業者に負担させるのが適当でないと判断される場合

「A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業」では、事業期間が短く、委託する事業も単発的なものであることから、上記①のとおり、契約終了時に委託費を一括で支払うこととしています。また、調達仕様書において、民間事業者に動画コンテンツの作成・配信などを求めており、上記③の場合に該当することから、成果にかかわらず支払う部分として「基本契約額」を設けています。その上で、民間事業者のインセンティブを高めるため、成果指標の達成度合いに応じて、「基本契約額」に加算率を乗じた金額（「成果報酬相当額」）を支払うものとしています。なお、成果指標ごとの加算率は、表1のとおりです。

表1 成果指標ごとの加算率（令和3年度）

成果指標	基準値	成果指標の達成度合いに応じた加算率
短編動画コンテンツ配信後3日間（※1）における総視聴回数（短編動画コンテンツ4本の各視聴回数の合計）	2,250回（※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・2,250回以下 加算なし ・2,251回～2,363回 1%加算 ・2,364回～2,476回 2%加算 ・2,477回～2,589回 3%加算 ・2,590回～2,702回 4%加算 ・2,703回～2,815回 5%加算 ・2,816回～2,928回 6%加算 ・2,929回～3,041回 7%加算 ・3,042回以上 8%加算
短編動画コンテンツ配信後3日間におけるアンケート総回答件数（※3）	281件（※4）	<ul style="list-style-type: none"> ・281件以下 加算なし ・282件～310件 2%加算 ・311件～339件 4%加算 ・340件以上 6%加算
アンケート項目のうち、「この配信を視聴して、再犯防止への関心は高まりましたか」について、「とても高まった」「やや高まった」「変わらない」の中から、「とても高まった」を選択した者の割合	55.2%（※5）	<ul style="list-style-type: none"> ・55.2%以下 加算なし ・55.3%～60.2% 2%加算 ・60.3%～65.2% 4%加算 ・65.3%以上 6%加算 ※小数点第二位は切り上げること

※1 「配信後3日間」とは、短編動画コンテンツの配信日の翌日から起算して3日間を指す。以下同じ。

※2 令和2年度の広報・啓発イベントのイベント終了後3日間の視聴回数が2,250人であったことを踏まえ、基準とした値である。

※3 短編動画コンテンツごとに作成されたアンケートの総回答件数を指す。

※4 令和2年度の広報・啓発イベントのアンケート回答者数が281人であったことを踏まえ、基準とした値である。

※5 令和2年度の広報・啓発イベントのアンケート回答者のうち「再犯防止への関心がとても高まった」と回答した者は55.2%（155人）であったことを踏まえ、基準とした値である。

「**B 非行少年への学習支援事業**」では、再犯防止分野で初めてのSIB事業であることに加え、複数年の事業であることから、民間事業者が負担する成果変動リスクを考慮し、契約終了時に委託費を一括で支払うのではなく、上記②のとおり、成果指標の改善状況に応じて段階的に委託費を支払うこととしました。また、これらの事情に加え、事業実施のためには相当額の経費が必要であることや支援対象者自身の行為を前提とする事業であることを考慮すると、上記④の場合に該当することから、成果にかかわらず支払う部分として「基本契約額」を設けました。その上で、民間事業者のインセンティブを高めるため、「基本契約額」と成果指標の達成度合いに応じて支払う「成果報酬相当額」の割合を2：8として、「成果報酬相当額」の割合を大きくしました。

そして、成果指標のうち、事業以外の要因の影響が相対的に大きいと考えられる「アウトカム指標」については、表2のとおり、成果報酬相当額に占める支払割合を小さく設定した上で、その測定も、事業の最終年度（令和5年度）にのみ行うことにしました。他方で、事業以外の要因の影響が相対的に小さいと考えられる「プロセス指標」については、同表のとおり、成果報酬相当額に占める支払

割合を大きく設定した上で、毎年度測定し、それに応じて成果報酬を支払うこととしました。

表2 各成果指標の支払割合について

	成果指標	成果報酬相当額に占める支払割合（※）	
令和 3年度	【①プロセス指標】 学習支援計画の策定数	8.0%	80.5%
	【②プロセス指標】 支援継続率	10.1%	
	【③プロセス指標】 学習支援計画の見直し検討回数	2.95%	
令和 4年度	【①プロセス指標】 学習支援計画の策定数	12.0%	
	【②プロセス指標】 支援継続率	17.1%	
	【③プロセス指標】 学習支援計画の見直し検討回数	7.3%	
令和 5年度	【②プロセス指標】 支援継続率	16.2%	
	【③プロセス指標】 学習支援計画の見直し検討回数	6.9%	
	【④アウトカム指標】 学習支援計画上の目標達成率	8.1%	
	【⑤アウトカム指標】 専門家によるアセスメント結果	5.4%	
	【⑥アウトカム指標】 再処分率	5.8%	

（※）支払割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

（５）成果評価の方法（共通的ガイドライン：P 2 2～2 3 参照）

成果評価は、民間事業者の事業活動が成果指標値の改善に与えた影響分のみを適切に把握する方法で行うこととされています。具体的には、民間事業者の事業活動以外の外部要因の影響を取り除く必要があり、そのためには、「P F S 事業が実施されなかった場合に想定される成果指標値の変化分」を「P F S 事業の事業対象者に係る成果指標値の改善状況」から取り除くことが望ましいとされています。

「**A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業**」における成果指標は、成果指標値の改善に外部要因が影響することは想定し難いことから、成果評価に当たり、上記のような「P F S 事業が実施されなかった場合に想定される成果指標値の変化分」を取り除くことはしていません。

「**B 非行少年への学習支援事業**」における成果指標には、「生活状況が改善された者の割合」や「再処分率」など、事業活動以外の外部要因の影響を受け得るものが含まれるため、成果評価を行うに当たっては、「P F S 事業が実施されなかった場合に想定される成果指標値の変化分」を取り除くことの可否も含め、検討を行うことになると考えられます。本事業は令和5年度までの事業であり、この点については令和5年度以降に事業の成果評価を行うに際し、具体的な検討を行う予定としています。



3 民間事業者の選定・契約

(1) 民間事業者の選定方法（共通のガイドライン：P 28 参照）

P F S 事業の委託者は、民間事業者の提案する事業活動の実施方法について、民間事業者に一定の裁量を認め、予算の範囲内で、成果指標値の改善がいかに達成されるかを審査する必要があることから、

- ①競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式等）
- ②総合評価落札方式による一般競争入札

の選定方法により実施することが望ましいとされています。

また、事業活動の手段等を詳細に定める「仕様発注」ではなく、事業活動の水準を示し、その水準を満たすための手段などの要件は民間事業者の裁量に委ねる「成果発注」がなじみやすいと考えられています。

国内の P F S 事業の多くは、民間事業者のノウハウが最大限発揮されるよう、「事業内容」のみで競争が行われる、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式等）により民間事業者の選定が行われています。「**B 非行少年への学習支援事業**」は、具体的な実施方法の点で民間事業者の裁量を最大限認めることが適当と考えられたことから、この方式を採用しました。

一方、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式等）は、事業内容に対する高い知識や企画力が求められることから、民間事業者にとっては入札のハードルが高くなりがちとなるという難点があります。また、同方式による場合は、民間事業者が価格を提示することがないため、価格を抑える効果を期待し難くなります。そこで、具体的な実施方法の点での民間事業者の裁量が極めて大きいとまでは言い難い事業については、総合評価落札方式によることも考慮されるべきと考えられます。「**A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業**」については、「**B 非行少年への学習支援事業**」と異なり、実施方法が短編動画コンテンツの作成やインターネット等を用いた広告の実施と限定され、その点における、民間事業者の裁量が極めて大きいとまでは言い難いことから、総合評価落札方式による一般競争入札を採用しました。



ポイント

競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式）について

「B 非行少年への学習支援事業」は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式）を採用しました。

競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式等）の場合、発注者側が、「契約金額の上限」を事前に示すため、参加する民間事業者側に価格の競争が生じることはありません。そのため、成果指標を含む「事業内容」のみで競争が行われることとなり、民間事業者のノウハウが最大限発揮されると考えられます。



ポイント

総合評価落札方式による一般競争入札について

「A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業」は、総合評価落札方式による一般競争入札を採用したため、「契約金額」は民間事業者の入札結果で決まるものでした。

総合評価落札方式による一般競争入札の場合、「価格」と「事業内容」の双方を総合的に評価するため、競争性のある随意契約と異なり、「価格」自体も、民間事業者の競争の一要素となり、その結果として、予算の支出を抑えることができるという利点があります。

ただし、「非常に優れた事業内容」であっても、入札額が予定価格を超えて、契約に至らない場合や、「優れた事業内容で高い価格」の事業と「通常の事業内容で低い価格」の事業の競争となった場合に、最終的な評価として、後者と契約せざるを得ないこともあり得るので注意が必要です。

(2) 調達仕様書作成（共通的ガイドライン：P 29、30 参照）

競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式等）及び総合評価落札方式による一般競争入札のいずれにおいても、公募を行う際には、民間事業者に対して、調達仕様書を提示する必要があります。

調達仕様書には、一般的に

- ①事業目的（事業目標）
- ②契約期間、事業実施期間、評価時期
- ③事業対象者
- ④委託内容
- ⑤成果指標
- ⑥成果指標値の測定等、評価方法（データの収集、測定、成果評価の方法やその実施者）
- ⑦支払条件（成果指標値の改善状況に応じた支払額）

を示すべきとされています。

なお、「A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業」及び「B 非行少年への学習支援事業」の調達スケジュールは、それぞれ表3及び4のとおりです。

表3 「A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業」のスケジュール

12月	1月
・公示	・提案書提出期限 ・契約締結 ・事業開始

表4 「B 非行少年への学習支援事業」のスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月
・公示	・企画提案書提出期限	・事業の契約候補者の選定 ・契約交渉	・契約交渉	・契約締結 ・事業開始



ポイント

調達仕様書について

民間事業者のノウハウを最大限活用するためには、民間事業者から柔軟な提案が可能となるよう、調達仕様書の記載を工夫することが重要です。そこで、「**B 非行少年への学習支援事業**」では、調達仕様書における民間事業者に委託する業務内容を、「学習支援の実施」とし、民間事業者に実施を求め業務の「大枠」のみを記載するにとどめ、「その具体的方法は事業者の提案に基づく」ものとなりました。これは、民間事業者に提案の自由度を与えることによって、民間事業者のノウハウを引き出すことを狙いとするものでした。

また、「**B 非行少年への学習支援事業**」では、より多くの民間事業者の参加を促すため、S I B事業で必須である「民間資金の調達・償還方法」について、調達仕様書では特定の方法を定めず、企画提案書において、民間事業者から提案を受ける形としました。

4 事業実施



(1) 事業実施期間中のモニタリング（共通のガイドライン：P 3 2 参照）

P F S 事業では、事業活動の実施に当たり、民間事業者に裁量を認めることを前提としているところ、事業の適切な遂行を担保する観点からは、発注者において、事業のモニタリングを行い、必要に応じて、事業の改善を図ることが必要です。

「A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業」については、「広報の方法」は民間事業者任せつつも、「広報の内容」については事実とそごがあってはならないため、法務省において、発信前に内容についてのモニタリングを行いました。

「B 非行少年への学習支援事業」については、民間事業者に対して、毎月の支援の実施状況等を記載した月次報告書と、年間の支援の実施状況や成果指標の達成状況等を記載した年次報告書の提出を義務付け、それらを基に、法務省において、事業の遂行状況についてのモニタリングを行っています。

また、事業開始後、当初想定していなかった様々な課題が生じる場合もあり、法務省と民間事業者との間で、月次のモニタリングに合わせ協議を行っています（必要に応じて、資金提供者も参加しています。）。加えて、民間事業者の企画提案により、1年間に1回、第三者評価機関に相当する機関による事業実施状況のモニタリングを行っています。具体的には、第三者評価機関に相当する機関が年次報告書の内容に関する評価等を行っています。



ポイント

事業実施期間中のモニタリングについて

「B 非行少年への学習支援事業」では、事業実施期間中のモニタリングで課題を確認した上で、必要に応じ、民間事業者と契約の変更を行い、事業の改善を図っています。例えば、事業開始当初は、本事業の目的を非行少年の「進学」としていたため、支援対象者を「高等学校卒業程度認定試験の受験」や「高校・大学への進学」を希望している者に限定していました。しかし、実際に事業を開始すると、支援対象者の中には、進学だけでなく、資格取得のための学習支援のニーズもあるこ

とが判明しました。そのようなニーズに応じて支援を行うことも再非行の防止につながると考えられたことから、**民間事業者及び資金提供者と協議の上、資格試験の受験を希望する者も、事業の対象者に加える**ことにしました。

また、**「成果指標」についても、支援の実情に合わせて、測定方法の変更を行いました。**例えば、成果指標の一つである「学習支援計画上の目標達成率」は、契約当初、「支援を開始した者の数」を分母とし、「**支援終了時に**学習支援計画上の**目標を達成した者の数**」を分子として測定することとし、「目標の数は1つ」としていました。しかし、支援対象者が支援期間の途中で目標を達成したため、目標の追加を希望し、これを認めることが相当と考えられる事案が現れました。そこで、このような支援の実情に合わせて、「学習支援計画上の目標達成率」の測定方法について、分母を「**学習支援計画上の目標を設定した数**」、分子を「**支援期間中に**学習支援計画上の**目標を達成した数**」とすることに変更しました。

こうした事業途中における対象者の範囲や成果指標の変更は、成果に応じた支払にも影響が生じ得ることから、民間事業者はもちろんのこと、資金提供者とも協議を行った上で、契約の変更を行う必要があります。

5 評価・支払（共通のガイドライン：P 33 参照）



事業が終了した際には、成果の評価方法に沿って、成果指標の測定及び成果評価を実施する必要があります。

「A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業」については、成果指標は、全て統計的な数値という客観的に測定可能なものであるため、成果指標の測定及び成果評価を速やかに実施しました。

「B 非行少年への学習支援事業」については、前記2（1）「成果指標の設定」にも記載したように、成果指標の測定においては、支援対象者ごとの個別の事情に基づいた判断を要する事項もあることから、法務省と民間事業者の間で協議を行いながら進めています。



ポイント

評価・支払について

「B 非行少年への学習支援事業」は、支援対象者自身の行為を前提とするもので、成果指標も、支援対象者ごとの個別の事情に基づいて測定するものも含まれます。例えば、「支援継続率」は、各支援対象者について、民間事業者が定める学習支援計画上の支援月数（以下「計画月数」といいます。）を分母として、実際に学習支援を行うことができた月数（以下「支援月数」といいます。）を分子として、算出を行います。その際、ある月において学習支援を行うことができなかつたとして、その理由が「事業者の責めに帰さない事情による」と法務省が判断すれば、当該月を計画月数から除くこととしています。そのため、法務省は、学習支援を行うことができなかった理由についての報告を民間事業者から受け、それに基づき、協議、判断を行っています。

なお、発注者側で個別の判断を要する成果指標は、その判断に係る業務負担を発注者側が負うこととなりますが、数値のみでは測定できない個別の事情を踏まえて、柔軟に評価することができるという利点があります。「B 非行少年への学習支援事業」では、当初の想定に反して、事業者の責めに帰さない「対象者の都合」により、民間事業者が学習支援を行うことができない事例が散見されたところ、個別の事情を踏まえ、総合

的に判断する余地を残していたことにより、適切な事業評価が可能となっているものと考えます。

（仮に、個別の事情を踏まえた総合的判断の余地を残していなかったとすると、事業者側の責めに帰さない事由により、成果を達成することができなかったと認めざるを得ないにもかかわらず、支払額が減額することになり、結果の妥当性を図ることができないという事態となり得ます。）

第5 おわりに

本手引きでは、法務省が実施した「**A 再犯防止に係る広報・啓発イベントの実施事業**」及び「**B 非行少年への学習支援事業**」という2つのPFS事業を通して、PFS事業の導入・実施プロセスについて解説してきました。

PFS/SIBを活用することで

- ・民間事業者のノウハウを生かした多様で質の高い支援の提供が可能となること
- ・民間資金の活用を通じ、再犯防止の取組における新たな民間のステークホルダーの参入が促進されること

などが期待されるところであり、法務省においてはその効果を実感しています。

特に、「**B 非行少年への学習支援事業**」は、再犯防止分野における我が国初のSIB事業であり、かつ国が主体となってSIBを活用する初めての事業でもあることから、今後、国・地方の双方において、再犯防止分野でのPFS/SIBの活用を検討するに当たっては、先例として大きな意義があると考えています。同事業は、令和5年度までの事業であることから、引き続きこれを着実に進め、その成果などを検証するとともに、事業終了後は検証結果を踏まえ、必要に応じて、本手引きの改定などを行い、再犯防止分野におけるPFS/SIBの活用を推進していきたいと考えています。

最後に、法務省においては、PFS事業の実施例がまだ少なく、知見も十分に積み上がっていないのが実情です。地方公共団体がPFS事業の導入を検討するに当たり生じる疑問や課題を全て解決できるとは限りませんが、共に考えることは可能ですので、PFS事業の導入を検討する際には、法務省大臣官房秘書課企画再犯防止室に御相談いただければと存じます。